

山田町町営建設工事等公正入札調査委員会設置規程

平成12年6月19日訓令第1号

改正

平成16年3月29日訓令第2号

平成19年3月30日訓令第6号

平成22年3月30日訓令第7号

平成23年4月1日訓令第5号

平成29年3月30日訓令第4号

(設置)

第1条 町営建設工事及び建設関連業務（以下「工事等」という。）の入札の適正を期するため、山田町町営建設工事等公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 工事等について入札談合に関する情報があった場合の対応に関すること。
- (2) 事情聴取の実施等談合情報の事実の確認に関すること。
- (3) 公正取引委員会への通報に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長、副委員長は総務課長、委員は財政課長及び入札談合に関する情報に係る工事等を所掌する課等の長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を統理し、委員会の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年6月19日から施行する。

附 則（平成16年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第5号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。